

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成30年8月27日 00時30分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬北東方沖 納沙布岬灯台から真方位051°383.4海里付近 （概位 北緯47°10.1′ 東経153°07.1′）
インシデントの概要	漁船第六十五慶栄丸は、揚網作業中、推進器に漁網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十五慶栄丸、29トン
船舶番号、船舶所有者等	135363、有限会社花川漁業部
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1m、潮流 南流
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、平成30年8月24日12時40分ごろ根室市花咲港を出港し、翌々26日02時00分ごろ納沙布岬北東方沖の漁場に到着して魚群探索を開始した。</p> <p>本船は、18時00分ごろさんま棒受網漁の操業を開始し、船首を東方に向け、左舷側に漁網を展張して揚網作業を行っていたところ、球状船首に漁網が掛かったので、主機を後進として漁網を外そうとしたところ、27日00時30分ごろ推進器に漁網が絡まった。</p> <p>本船は、絡まった漁網を推進器から外す目的で主機を前後進としたが外れなかったので、船長が、自力航行を断念し、02時50分ごろ漁業無線局を通じて海上保安庁に救助要請を行い、28日12時35分ごろから巡視船にえい航されて花咲港に向かい、31日10時00分ごろ僚船の支援を受けて花咲港に着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント当時、後部甲板に見張員を配置していなかった。</p>
分析	本船は、納沙布岬北東方沖において、揚網作業中、船長が、球状船首に掛かった漁網を外そうとした際、船尾付近の海面の状況が分からない状態で主機を後進としたことから、推進器に漁網が絡まり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、納沙布岬北東方沖において、揚網作業中、船長が、球状船首に掛かった漁網を外そうとした際、船尾

	<p>付近の海面の状況が分からない状態で主機を後進としたため、推進器に漁網が絡まり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・さんま棒受網漁の操業中、推進器を使用する際には、後部甲板に見張員を配置し、絡網するおそれがないことを確認すること。</li></ul>